

一般社団法人島根県臨床検査技師会

学術部検査部門運営細則

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 28 年 11 月 20 日 改訂

(総則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下、「法人」という）の「学術部運営規程」に基づき、学術部の検査部門（以下、「部門」という）の運営について定める。

(目的)

第 2 条 法人の学術活動を推進し、会員に生涯教育活動の場を提供することにより、知識、技術及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 部門の運営に関すること
- (2) 学会、講習会及び研修会の開催に関すること
- (3) 事業計画及び報告書の発行に関すること
- (4) 内外の学術他団体との交流に関すること
- (5) その他、目的達成の為の事業に関すること

(組織)

第 4 条 前条の事業を行うため、次の部門を置く。

- (1) 生物化学分析部門  
生化学的検査、尿・髄液定量検査、免疫・血清学的検査、毒物・薬物検査等に関する学術的事業
- (2) 臨床一般部門  
尿定性・半定検査、尿沈渣検査、髄液検査、体腔液検査、関節液検査、糞便検査、寄生虫検査等に関する学術的事業
- (3) 臨床血液部門  
血球算定検査、血液機能検査、血液形態検査、凝固・線溶検査等に関する学術的事業
- (4) 臨床微生物部門  
臨床微生物学的検査、感染制御等に関する学術的事業
- (5) 輸血細胞治療部門  
輸血検査、幹細胞治療、輸血製剤管理に関する学術的事業
- (6) 病理細胞部門  
病理組織検査、細胞診検査等に関する学術的事業
- (7) 染色体・遺伝子部門  
染色体検査、病原体遺伝子検査、ヒト体細胞遺伝子検査、ヒト遺伝学的検査等に関する学術的事業

- (8) 臨床生理部門（神経生理分野、循環器分野、超音波分野の3部門を設置）  
神経生理学的検査、循環・呼吸生理学的検査、画像診断学的検査等に関する学術的事業
- (9) 臨床検査総合部門  
公衆衛生、生殖医療、臨床病態、医療情報、検査室組織管理、医療機器管理等に関する学術的事業

（役員）

第5条 部門を運営する為、次の人員を置く。

- (1) 部門長 各部門1名
- (2) 副部門長 各部門若干名
- (3) 部門員 必要があれば若干名

第6条 学術部門役員は学術部長が選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（職務）

第7条 部門長及び副部門長は、学術活動を遂行するため、次の職務を行う。

- (1) 部門長及び副部門長は、学術部長と連絡を取りながら事業計画を立案し実行する。
- (2) 部門長は、各部門を統括し、事業達成の為に学術活動を行う。
- (3) 副部門長は、部門長を補佐し、事業達成の為に学術活動を行う。
- (4) 生涯教育対象事業開催申請書、生涯教育対象事業開催報告書及び研修会等の参加者名簿は、所定の用紙をもって学術部長へ提出する。
- (5) その他、必要に応じて関係部門と連絡を取りながら事業の遂行に努める。

第8条 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。

第9条 部門長または副部門長は中四国支部部門員を兼務する。

（会議）

第10条 部門長は、第3条の事業を行う為、必要に応じて部門会議を招集する。

- 2 部門の構成は、第5条に定める役員及び必要と認めた者とする。
- 3 部門会議の議長は、部門長がこれに当たる。
- 4 部門会議は次の事項を協議決定する。
  - 1) 事業の計画と予算
  - 2) 事業の報告と決算
  - 3) その他、事業に関する事
- 5 部門長は、会議終了後に学術部長へ議事録を提出する。

（改廃）

第11条 この細則は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。